

## 精神保健福祉士賠償Q&A集

Q-1	本保険に加入していますが、施設の理事長でもあります。当該施設に関わる賠償事故は本保険で全て補償されますか？
A n s	本保険の被保険者は、精神保健福祉士個人となります。理事長が精神保健福祉士として直接に示し、使用人・補助者が起こした賠償事故で理事長に管理責任が問われた場合補償の対象となります。しかし、施設で起こる様々な賠償事故には、施設の欠陥に起因する事故等精神保健福祉士業務と直接関係しないものもあります。そのような事故に対応する為には、別途施設賠償保険に加入していただく必要があります。
Q-2	主治医が決まる前に精神保健福祉士としてケアにあたっていた際に、管理ミスにより業務対象者にケガをさせた事故
A n s	精神保健福祉士の業務上の過失が問われ、法律上の損害賠償責任を負担した場合には、本保険で補償の対象となります。
Q-3	休日に精神保健福祉士資格者としてボランティア活動に参加していた際の他の参加者の物を壊してしまった事故。
A n s	精神保健福祉士業務の過失責任を問われ、法律上の損害賠償責任を負担した場合には、本保険で補償の対象となります。但し、業務に関係無い賠償事故は、本保険では補償の対象となりません。(ボランティア向けの保険や個人賠償責任保険で対応します。)
Q-4	業務対象者から預かった現金を盗まれてしまった(紛失してしまった)。
A n s	本保険で補償の対象となります(管理財物担保特約)。ただし、預かり物が現金、小手の場合には、1事故・期間中につき10万円が支払限度となります。
Q-5	インターク(初診)面接時の収集情報が不十分な為、結果として医師の医療行為に間接的に影響を与え強制入院等の不当な身体の拘束となってしまう、人格権侵害となってしまう法律上の賠償責任が認められた。
A n s	本保険で補償の対象となります(人格権侵害担保特約)。ただし、人格権侵害事故の場合には、1名につき100万円、1事故・期間中につき500万円が支払限度となります。
Q-6	個人情報を不当に表示し、本人のプライバシーを侵害し、法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害。
A n s	本保険で補償の対象となります(人格権侵害担保特約)。ただし、人格権侵害事故の場合には、1名につき100万円、1事故・期間中につき500万円が支払限度となります。
Q-7	退院援助の際、本来必要な説明が不十分であった為、退院した業務対象者の就労機会を失った事に起因して法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害。
A n s	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりする事故ではない為、本保険では補償の対象となりません。
Q-8	精神障害者手帳を申請出来る状況にあるのに、本人に申請手続きを行う機会を与えなかった事に起因する法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害。
A n s	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりする事故ではない為、本保険では補償の対象となりません。